

# 青森県報

第二千八百五十二号

平成十九年  
十月三十一日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

青森県法令適用事前確認手続規程の一部を改正する規程… 字区域の変更…	(総務学事課) … 一
准看護師試験の施行…	(市町興課) … 一
准看護師試験の施行…	(医療薬務課) … 二

### 公 告

全庁LAN本庁・合同庁舎に係る通信機器賃借に係る一般競争入札…	(情システム報) … 三
肥料登録の有効期間の更新…	(食の安全・安心推進課) … 四
都市計画公聴会の開催…	(都市計画課) … 五
警察官冬帽子外売買契約に係る一般競争入札…	(警察本部会計課) … 六

### 教育委員会

青森県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則…	(職員福利課) … 七
青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令…	(同) … 八

### 人事委員会

人事委員会規則二 三七(人事委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則)…	(管理課) … 九
---	-----------

### 公営企業

青森県病院事業管理者等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程… (経営管理課) … 九

## 告 示

青森県告示第七百五十号

青森県法令適用事前確認手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県法令適用事前確認手続規程の一部を改正する規程

青森県法令適用事前確認手続規程(平成十六年三月青森県告示第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

(電子情報処理組織による照会に係る適用除外)

第六条 青森県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十九年十月青森県条例第六十五号) 第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して照会をする場合については、知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十九年十月青森県規則第九十三号) 第三条第一項の規定は、適用しない。

### 附 則

この規程は、告示の日から施行する。

青森県告示第七百五十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 第二百六十条第一項の規定により、十和田市長から十和田市の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十九年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

十和田市大字奥瀬字鳶国有林一―二林班へ小班で、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の七二― 三 一の点から三の点までの点を順次連結する線及び七二― 三 一の点と三の点を結び線で囲まれる区域、六ホ―の点から七ホ―の点までの点を順次連結する線及び六ホ―の点と七ホ―の点を結び線で囲まれる区域を字柝久保に編入する。

（鳶国有林一―二林班へ小班）

七二― 三 一	点	X座標	+ 六三六二八・九二六メートル
		Y座標	+ 一一二二四・三三〇メートル
五	点	X座標	+ 六三六四三・六五五メートル
		Y座標	+ 一一二二六・七四〇メートル
四	点	X座標	+ 六三六四三・〇五五メートル
		Y座標	+ 一一二二一・九六〇メートル
三	点	X座標	+ 六三六二七・九七五メートル
		Y座標	+ 一一二一九・一六〇メートル
六ホ―	点	X座標	+ 六三六五八・九三五メートル
		Y座標	+ 一一二一九・三六九メートル
七二ホ― 二	点	X座標	+ 六三七一九・七八四メートル
		Y座標	+ 一一二三四・八四九メートル
七二ホ― 一	点	X座標	+ 六三七〇三・三三四メートル
		Y座標	+ 一一二五五・五二九メートル
七二ホ―	点	X座標	+ 六三六九一・〇六三メートル
		Y座標	+ 一一二七五・九九九メートル
七二―イ	点	X座標	+ 六三六八三・〇四四メートル
		Y座標	+ 一一二七三・五五九メートル
八ホ― 三	点	X座標	+ 六三六七五・八〇四メートル
		Y座標	+ 一一二六五・八八九メートル
八ホ― 二	点	X座標	+ 六三六八五・四五四メートル
		Y座標	+ 一一二五六・一一九メートル
八ホ― 一	点	X座標	+ 六三六八六・三七四メートル
		Y座標	+ 一一二四七・三六九メートル
八ホ―	点	X座標	+ 六三六七一・三六四メートル

八	点	X座標	+ 六三六七四・五一四メートル
		Y座標	+ 一一二二八・一一〇メートル
七ホ―	点	X座標	+ 六三六五七・九八五メートル
		Y座標	+ 一一二二四・八六〇メートル

青森県告示第七百五十二号

平成二十年准看護師試験を次のとおり施行するので、保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第十九条の規定により告示する。

平成十九年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日 平成二十年二月十三日（水）

2 場所 青森市大字横内字神田二一

青森中央学院大学

二 受験願書受付期間

平成十九年十二月三日（月）から同月七日（金）まで。ただし、郵送する場合は、同月七日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇 八五七〇

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループ

四 その他

受験願書用紙は、県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室、青森市保健所及び青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループ（電話〇一七 七三四 九二九一）に問い合わせること。

公 告

全庁LAN本庁・合同庁舎に係る通信機器賃貸借に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

平成十九年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

全庁LAN通信機器等 一式

二 賃貸借期間

平成二十年二月一日から平成二十四年一月三十一日（ただし、この契約に係る予算の削減又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）

三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十七年七月一日青森県告示第五百六十五号（物品等の競争入札参加資格）、平成十八年一月三十日青森県告示第六十七号（物品等の競争入札参加資格）又は平成十九年一月三十一日青森県告示第六十三号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、電子計算組織に係る機器等賃貸借契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 納入する機器等については、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に

より、審査を受けなければならない。

2 提出部数 二部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る資料を添えて、平成十九年十一月二十日までに青森県企画政策部情報システム課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更に応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
青森市長島一丁目の一

青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ  
電話 〇一七 七三四 九一六〇

2 入札書の提出期限

平成十九年十二月十一日 午後三時

3 開札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一  
青森県庁舎東棟一階 経理課入札室  
平成十九年十二月十三日 午後四時

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条第一項第二号の規定により免除する。

八 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

九 落札者の決定方法

賃貸借機器等に要求する仕様を満たされていると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 入札書の提出方法等

詳細は入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち二か月分に相当する金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約金額

落札価格をもって平成十九年度の契約金額とする。ただし、平成二十年度から平成二十二年度の契約金額は落札価格に十二を乗じた額を二で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とし、平成二十三年度の契約金額は落札価格に十を乗じた額を二で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

S U M M A R Y

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Computer network system 1 set

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

3:00 p.m. December 11, 2007

3 Contact point for the notice:

System Management Section

Information Systems Division

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9160

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、平成十九年十月二十三日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十九年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
青森県第 三四八号	混合有機質 肥料	りんご自慢 有機一号	窒素全量 五・〇 りん酸全量 三・〇 加里全量 二・〇	公定規格 のとおり	東京都千代田 区九段北一丁目 一三の五
青森県第 三四九号	混合有機質 肥料	りんご自慢 有機二号	窒素全量 五・〇 りん酸全量 四・〇 加里全量 二・〇	公定規格 のとおり	東京都千代田 区九段北一丁目 一三の五

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により六ヶ所都市計画区域における整備、開発及び保全の方針並びに区域区分に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

平成十九年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

平成十九年十一月十九日 午後二時から

二 開催の場所

上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附四七五 六ヶ所村中央公民館

三 案件

六ヶ所都市計画区域における整備、開発及び保全の方針並びに区域区分に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならない。

2 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、六ヶ所村の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

平成十九年十一月十四日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県国土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の

六ヶ所村企画調整課 上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附四七五

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五 都市計画変更案の概要

1 六ヶ所都市計画区域における整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変

更新

今回の変更にあたっては、新たに市街化区域となる区域を追加し、また前回決定時以降の情勢の進展による現況を踏まえて変更する。

(一) 人口の見通し

区分・年次	平成十七年	平成二十七年
都市計画区域内人口（千人）	七・九	二二・一
市街化区域内人口（千人）	五・三	一八・七

(二) 産業の見通し

区分・年次	平成十七年		平成二十七年	
	工場出荷額（億円）	一、〇五七	一、二二一	
生産規模	卸小売販売額（億円）		二二五	二六八
	第一次産業（千人）	〇・九	〇・七	
就業構造	第二次産業（千人）	二・六	五・六	
	第三次産業（千人）	二・七	八・四	

(三) 市街化区域の規模

年次	平成十七年	平成二十七年
市街化区域面積 ヘクタール	四、八五六	四、八八四

2 六ヶ所都市計画区域における区域区分に関する都市計画の変更案

今回の変更にあたっては、将来の目標人口フレームを適切に収容できるようにすることを基本とし、前回計画決定の目標年次である平成二十二年を平成二十七年とする。

区分	年次	
	平成十七年	平成二十七年
都市計画区域内人口（千人）	七・九	二二・一
市街化区域内人口（千人）	五・三	一八・七
配分する人口（千人）		一六・五

保留する人口(千人)	二・二
(特定保留)(千人)	二・〇
(一般保留)(千人)	〇・二

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県県土整備部都市計画課、六ヶ所村企画調整課

2 閲覧期間

平成十九年十一月一日から同月十四日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

警察官冬帽子外売買契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十九年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の調達

1 警察官冬帽子外 総数 一四、八七八点

2 他の調達物品及び規格、数量等 入札説明書による

3 納入期限 平成二十年二月二十九日

4 納入場所 青森県警察本部及び県内十八警察署

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十七年七月一日青森県告示第百六十五号(物品等の競争入札参加資格)、平成十八年一月三十日青森県告示第六十七号(物品等の競争入札参加資格)又は平成十九年一月三十一日青森県告示第六十三号(物品等の競争入札参加資格)の

一の規定により、物品の納入契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 入札説明書に明記されている入札に参加する者の提出書類及び生地見本等について、当該説明書併記の証明書等を添付の上、適正に提出しているものであること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 会計課用度係

電話 〇一七 七三三 四二一一(内線二三四三)

2 入札書の提出期限

平成十九年十二月十一日 午後四時

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 一階会議室

平成十九年十二月十二日 午前九時

四 入札保証金に関する事項

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第百三十二条第一項第二

号の規定により免除とする。

五 契約保証金に関する事項

契約金額の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、その全部又は一部の納付を免除することとする。

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じとする契約を二回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

六 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

七 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者

とす。

八 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は当該資格を偽って参加した者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載することとする。

4 契約金額

落札価格をもって契約金額とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

(1) Police officer's winter hat and others, total of 14, 878 items

(2) Specification and quantity of other purchase will be referred to a bid explanation

2 Place of delivery: Aomori Prefectural Police HQ and 18 police stations in the prefecture

3 Due date: February 29, 2008

4 Time limit for tender:

4:00 P.M. December 11, 2007

5 Contact point for the notice:

Supply Section  
Finance Division,  
Aomori Prefectural Police HQ  
2-3-1 Shinmachi  
Aomori City, Aomori 030-0801  
Japan  
TEL 017-723-4211 (EXT. 2243)

教 育 委 員 会

青森県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

平成十九年十月三十一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第十一号

青森県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

青森県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十九年十月青森県条例第六十五号)第三条から第六条までの規定に基づき、青森県教育委員会等に係る申請、届出その他の手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに関しては、知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十九年十月青森県規則第九十三号)の例に

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第二十二号

庁 内 一 般  
出 先 機 関  
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年十月三十一日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会文書取扱規程（昭和三十六年十二月青森県教育委員会訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のとおり改める。

別表第2（第10条関係）

1 ひな形

(1) (職 印)

ア 本 庁

青 森 県 教 育 委 員 会 委 員 長 印

青 森 県 教 育 委 員 会 職 務 代 行 者 印

青 森 県 教 育 委 員 会 教 育 長 印

青 森 県 教 育 委 員 会 職 務 代 行 者 印

青 森 県 教 育 次 長 印

青 森 県 教 育 課 長 印

イ 出先機関

青 森 県 教 育 委 員 会 職 務 所 長 印

青 森 県 埋 蔵 文 化 財 調 査 セ ン タ ー 所 長 印

ウ 教育機関

青 森 県 立 ( 立 ) 館 ( 所 ) 長 印

青 森 県 立 学 校 長 印

(2) (庁 印)

ア 教 育 庁

青 森 県 教 育 委 員 会 印

イ 学 校

学 校 青 森 県 立 印

青 森 県 立 学 校 印

備考 1 この表にないものは、この表に準じて調製すること。

2 字体は、てん書体とすること。

2 寸 法

職 印	公 印 の 種 類	法 寸 【方ニ寸】	公 印 の 種 類	法 寸 【方ニ寸】
委員 長 印	少年自然の家所長印	21	少年自然の家所長印	21
委員長職務代行者印	総合社会教育センター所長印	24	総合社会教育センター所長印	24
教 育 長 印	総合学校教育センター所長印	24	総合学校教育センター所長印	24
教育長職務代行者印	郷土館 長 印	24	郷土館 長 印	24
教 育 次 長 印	庁 印	21	庁 印	21
課 長 印	教 育 委 員 会 印	45	教 育 委 員 会 印	45
教育事務所 長 印	教 育 委 員 会 副 会 長 印	30	教 育 委 員 会 副 会 長 印	30
埋蔵文化財調査センター所長印	教 育 委 員 会 校 印	60	教 育 委 員 会 校 印	60
図 書 館 長 印	学 校 校 印	30	学 校 校 印	30

附 則

この訓令は、平成十九年十二月三日から施行する。

人 事 委 員 会

人事委員会規則二 三三七（人事委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則）をここに公布する。

平成十九年十月三十一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則二 三三七

人事委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

青森県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十九年十月青森県条例第六十五号）第三条から第六条までの規定に基づき人事委員会に係る申請、

届出その他の手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに関しては、知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十九年十月青森県規則第九十三号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 営 企 業

青森県病院事業管理者等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程をここに公布する。

平成十九年十月三十一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第十九号

青森県病院事業管理者等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

青森県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十九年十月青森県条例第六十五号）の規定により、青森県病院事業管理者又はこれに置かれる機関に係る申請、届出その他の手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十九年十月青森県規則第九十三号）の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭